

一般財団法人かずえ愛援基金定款より

総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人かずえ愛援基金と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、児童・青少年福祉、高齢者福祉、地域社会福祉向上等に関する諸活動に対する助成や寄付等を通じ、社会福祉の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するための事業を行う。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

1. 社会活動団体及び社会活動者への助成・寄付
2. 児童・青少年の福祉活動を行う団体への助成・寄付
3. 高齢者福祉活動に資する団体及びボランティア団体への助成・寄付
4. 寄付の受入れ
5. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。